

新たなごみ処理施設等整備事業 住 民 説 明 会

日時 令和5年9月28日(木) 18:00～

場所 鴻巣市クレアこうのす

日時 令和5年9月30日(土) 10:00～

場所 鴻巣市笠原公民館

日時 令和5年10月5日(木) 18:00～

場所 吉見町フレサよしみ

日時 令和5年10月8日(日) 14:00～

場所 北本市文化センター

埼玉中部環境保全組合

第 次

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 事業の説明
- 4 質疑応答
- 5 閉 会

○説明の項目

1. 埼玉中部環境センターの老朽化が課題 P 1 ～ P 2
2. 建設予定地を決定 P 3 ～ P 6
3. 新たなごみ処理施設等整備構想を策定 P 7 ～ P 9
 - 3－1. 環境保全対策
 - 3－2. 施設整備スケジュール（案）
4. 新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に着手 . . . P 1 0 ～ P 1 2
5. まとめ P 1 3
- 参考資料 事業の経過概要 P 1 4

1. 埼玉中部環境センターの老朽化が課題

埼玉中部環境センター（以下、「当センター」という。）は、主に生ごみや紙くずなどの可燃ごみを処理する焼却施設と家具類などを処理する粗大ごみ破碎施設の2つを所有しています。ともに昭和59年に稼働し、40年となりますが、施設は適切に運営され鴻巣市・北本市・吉見町（以下、「構成市町」という。）の環境保全に大きな役割を果たしています。一方で、**長期にわたる稼働**の結果、施設の老朽化が進み**修繕費等の増加**が大きな課題となっています。

①当センターが長期にわたる稼働となっていることが分かるグラフ

全国で平成21年から平成30年に稼働を終了した全連続焼却施設（当センターと同じ）の稼働終了時の供用年数をグラフにしたものです。供用年数は25年から35年程度の施設が多く、平均供用年数は30.5年となっています。

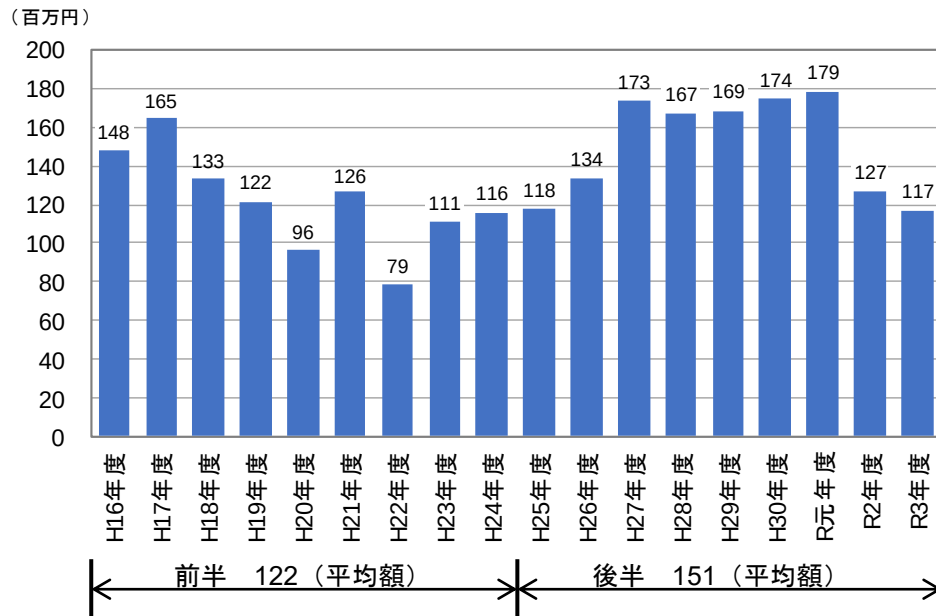


全連続焼却施設の稼働終了時の供用年数

参考：廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）令和3年3月改訂（環境省）

②施設の修繕費等が増加していることを示すグラフ

平成16年度から令和3年度まで（令和4年度は決算認定前）の修繕等に要した費用を示したものです。年間合計費用は、約0.8億円から約1.8億円の間で推移しており、前半よりも後半の方が金額が大きくなっています。年度により増減はあるものの、相対的には、年度が進むにつれ、施設の修繕費等は増加傾向にあります。



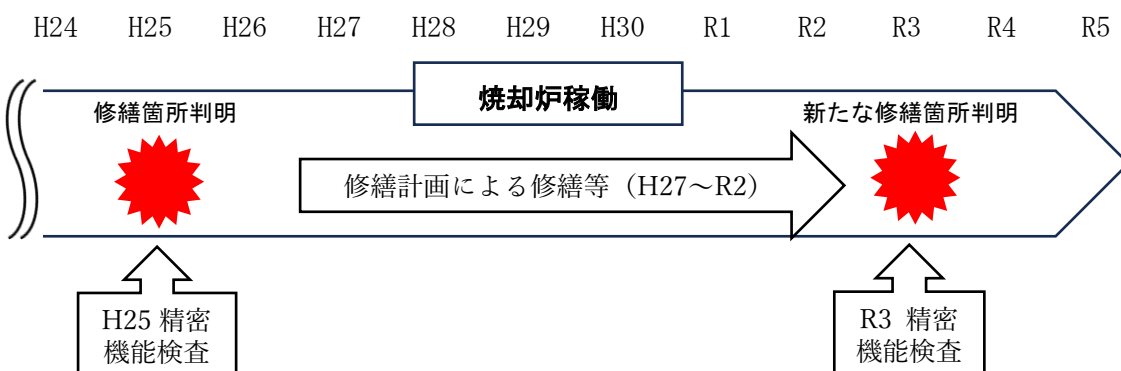
修繕等に要した費用の推移

③まとめ

施設の老朽化の要因の1つは、やはり長期にわたる稼働にあります。施設の点検を目的に、平成15年度、25年度、令和3年度に実施した精密機能検査では、その都度、新たな不具合箇所や劣化損傷箇所が見つかるなど、老朽化が進んでいることが分かる結果となりました。

平成27年度から令和2年度までの間では、平成25年度に実施した精密機能検査の結果を基に、計画的に修繕等を行いました。修繕等を行った後の令和3年度の精密機能検査では、新たな劣化損傷等が見つかり、現在、これに対応する修繕を実施しています。修繕が終わっても、すぐに、別の修繕箇所が出てくるといった状況です。

このようなことから、当センターの後継施設の整備は、喫緊の課題となっています。



2. 建設予定地を決定

新たなごみ処理施設等建設検討委員会（第1期※）（以下、「建設検討委員会（第1期）」という。）では、組合管理者からの諮問を受け、基本合意書に示された場所（鴻巣市郷地安養寺地内）を建設予定地に決定することについて、その場所が当センターの後継施設を建設する場所として、妥当であるかどうかについて、調査研究及び検討（以下、「調査等」という。）を行いました。

※（第1期）令和4年8月25日～令和5年1月19日

①建設検討委員会（第1期）での調査等（4回開催）

調査等の対象とした項目は、大項目として「必要とされる面積の確保」「現況の土地利用および将来の開発」「利便性」「環境への影響」「法的制約」「経済性」の6項目でそれをさらに18項目に分けて調査等を行いました。（P4～P6参照）

また、埼玉中部環境保全組合（以下、「本組合」という。）と同じ様な条件の場所（氾濫平野：堤防の決壊などにより水害が想定される）に建設予定地（建設地）を設定している近隣組合等では、それぞれ必要な対策を講じつつ、整備に向けた計画等（整備済あり）を策定していることも確認しています。

これらの調査等を踏まえ、「上記の6項目を題材として検討した結果、いずれの項目についても、現時点で問題となるものはなく、当建設予定地は建設可能な場所であると考えます。」との結論になりました。

②建設予定地を決定

建設検討委員会（第1期）

<答申>

鴻巣市 北本市 吉見町 新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書（令和3年9月16日締結）を踏まえて調査研究及び検討した結果、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当である。



埼玉中部環境保全組合

本組合議会へ答申の内容等を報告。
ホームページで答申の内容等を住民の皆さまへ報告。



正副管理者会議で、「埼玉中部環境保全組合が事業主体として実施する新たなごみ処理施設の建設予定地を、鴻巣市郷地安養寺地内とする。」ことを決定。

当建設予定地の現状について(適地性の確認)

確認項目		勘案する内容	当組合での確認結果(考察)	当建設予定地が建設可能な場所であるかの確認についてのまとめ
1 必要とされる面積の確保				
(1)必要とされる面積の確保	新施設の建設に必要な面積が確保されること。	構成市町の変更によりゴミ処理量の減少が予測されるものの、敷地が不足する事態は避ける必要があり、概ね必要面積は確保できている。今後適切な敷地面積を検討していく予定である。	1. 必要とされる面積の確保 ・前組合と比べて2市1町の人口規模が小さいことや将来的なごみ処理量の減少が予想されつつも、災害対策の一つとして、災害ごみ置場の確保などの可能性を考慮すると、少なくとも従前の計画面積は必要と考えます。	
2 現況の土地利用および将来の開発				
(1) 現況の土地利用への影響	住宅や工場などの事業施設として利用されていないこと。	現況が水田であり、敷地内に支障となる構造物などはない。	2. 現況の土地利用及び将来の開発 ・現況は水田であり、農業振興地域の農用地区域であるものの、敷地内に支障となる構造物がないことや、非農地であるゴルフ場や公共施設等が隣接しており、農地以外の用途で土地活用されていることから、周辺農地への影響は少ないものと考えます。	
(2) 将来の開発計画への影響	鴻巣市の総合振興計画、都市計画マスタープラン等に位置づけられる開発などを避けること。	建設予定地においては、市街地再開発事業、地区計画及び土地区画整理事業のいずれも計画されていない。		
(3) 周辺の土地利用状況への影響	住居系・商業系用途地域を避けること。	市街化調整区域にあり用途地域の指定はない。農用地区域内にある。非農地(ゴルフ場)及び公共施設等(農業集落排水施設、カントリーエレベーター)に隣接している。		
(4) 集団的な農地への影響	農業振興地域に建設候補地を選定する場合は、周辺の農地への影響にできるだけ配慮されていること。	農業振興地域内にあり農用地区域(青地)に指定されているが、非農地(ゴルフ場)に接しており、農地の集団性への影響は比較的少ない。		
3 利便性				
(1) 施設の位置	2市1町からのごみ搬入車両のアクセスのしやすさを考慮し、2市1町の地理的な中心に近いこと。	①建設予定地は、鴻巣市、北本市、吉見町を一つの区域とした場合、東側に位置するものの、敷地南側には県道308号線があり、周辺には国道17号線、県道77号線、県道32号線、県道313号線などがあり、吉見町側から県道27号線(御成橋)の延長上であることから交通アクセスはよい。 ②建設予定地は2車線以上の幹線道路に接しており、かつ、国道や県道からの複数の搬入ルートがあることから、車両の分散が図れる。	3. 利便性(位置、交通アクセス) ・搬入ルートとして複数の幹線道路が存在するため交通アクセスはよく、車両の分散が図れるものと考えます。	
(2) 幹線道路との近接性	主要な搬入ルートとなる国道、県道等から大きく離れていないこと。			
(3) 搬入車両の通行	ごみ搬入車両の通行に支障がないよう、2車線以上の道路に接していること。			
(4) 交通渋滞の防止	ごみ搬入車両による渋滞発生を回避するため、搬入ルートが分散できること。			
4 環境への影響				
(1) 自然環境への影響	自然公園、自然環境保全地域等の指定地域をさけること。貴重な動植物の分布区域を避けること。	建設予定地に巨樹・巨木林や自然度の高い植生、鴻巣市条例に基づく保護樹木及び保護地区は存在しない。また、鴻巣市内に自然公園、自然環境保全地域等の指定地域は存在しない。		
(2) 住環境への影響	景観、日照等への影響を避けるため、住宅地、集落から一定程度離れていること。	最も近い集落まで370m(県道沿い南西側)であり、一定の距離が保たれている。		
(3) 特に配慮が必要な施設への影響	学校、保育所、病院、有床診療所、図書館等の敷地から一定程度離れていること。	最も近い施設まで205m(県道沿い南西側)であり、一定の距離が保たれている。		

当建設予定地の現状について(適地性の確認)

確認項目	勘案する内容	当組合での確認結果(考察)	当建設予定地が建設可能な場所であるかの確認についてのまとめ
4 環境への影響			
(4) 災害の影響(地震)	活断層から一定の離隔を保つこと。 地震、洪水等の災害発生によって施設の稼働、ごみの搬入が困難にならないこと。	①綾瀬川活断層からは1.7km離れている。 また、推定活断層から700m離れている。 ②今後100年以内の地震発生確率は、深谷断層帯においては「0～0.5%」、綾瀬川断層は「ほぼ0%」と非常に低い評価となっている。 ③【鴻巣市地震ハザードマップ(地域危険度)】危険度5(全壊する建物の割合5%以上)の地域に敷地の一部が指定されている。 【鴻巣市地震ハザードマップ(揺れやすさ)】震度6強に指定されている。 【鴻巣市地震ハザードマップ(液状化)】低い地域となっている。 ④想定される地震動に対し、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」等の基準・指針に準拠し必要な耐震安全性を確保する。	4. 災害等の対応 ・荒川等の氾濫による浸水が想定されますが、氾濫平野を建設予定地としている近隣の組合等においてもほぼ同様の条件であり、水害対策として造成や建築計画におけるプラットフォーム・制御室などの2階以上への配置、防水扉の設置等で対処できると考えます。
(5) 災害の影響(水害)		①平成27年度に水防法が改正され、想定最大規模が追加された。 ②国土交通省 地点別浸水シミュレーションでの建設予定地の浸水深は下記となる。 想定最大規模(年超過確率1/1000):破堤点 荒川左岸65.2k地点 浸水深約3.4～3.75m 計画規模(年超過確率1/200):破堤点 荒川左岸65.2k地点 浸水深約2.5～3.2m 浸水継続時間(浸水深0.5m以上):1～2週間未満 ③現況が主に農地として利用されている氾濫平野に適地を求めた場合、洪水浸水想定区域となることは避けられないと考える。	
5 法的制約			
(1) 法的な制約条件	河川区域や保安林等、施設の設置が困難になるような法的な制約がかかってないこと。	①建設予定地は河川区域・河川保全区域、保安林に含まれていない。 ②その他前組合で農振除外、都市計画決定、建築基準法等の法的手続きについては進めておりましたが、本組合においても事業進捗に応じて関係機関と協議を進めていきます。	5. 法的制約(主要なもの) ・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の規定による農振除外 ・都市計画法第11条第1項の規定による都市計画決定の変更 ・廃棄物処理法第8条第3項の規定による生活環境影響調査 上記の手続きを行う必要があります。
(2) 文化財への影響	史跡、名勝、天然記念物等の区域を避けること。 周知の埋蔵文化財包蔵地を避けること。	建設予定地に史跡・名勝・天然記念物は存在しない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地も存在しない。	
6 経済性			
(1) 建設コスト	地盤改良や建物基礎に多大な費用を要しないこと。 土地取得に多大な費用を要しないこと。	①前組合での地質調査結果報告書(平成29年3月)において次のとおり報告されている。 【支持地盤】地表より約0.5～1.5mは軟弱な腐植土層があるものの、建物を支持する支持地盤としては、礫質土層(地下約8m)、第2砂質土層(地下約13m)、第6砂質土層(地下約43m)があげられる。 【液状化】地震時に液状化が発生する可能性は低く、危険度も低い。 ②建物の杭についてはボーリングデータ基に、施設設計時に杭の設計を行う。 ③表面の軟弱な地盤の対策については、現況主に農地として利用されている氾濫平野に適地を求めた場合、当該敷地に限らず表層に腐植土層がある可能性が高いと想定される。	6. 経済性 ・当建設予定地は液状化の危険度が低いことなどから、災害等への備えに一定の対策費用はかかるものの、近隣の事例と比べ過大にならないものと考えます。
(2) インフラ状況	水供給、電気(売電)等の整備に多大な費用を要しないこと。	①建設予定地は公共下水道(汚水・雨水)の計画区域に含まれていない。上水道については、給水区域に含まれる。 ②前組合における東京電力との接続検討の結果、特別高圧送電線を新たに引き込む場合には設備工事費負担金が必要であるとのことであった。昨今の売電に関する状況も変化しており、国の交付金や発電によるメリット等を踏まえ、今後検討していく。	

浸水対策例

項目	対策例1	対策例2	対策例3
概要	敷地全体に浸水深まで盛土を行い、建築計画での対策は行わない。	盛土は県道高さ程度までとし、建築計画での対策を実施する。	盛土による対策に併せて建築計画での対策を実施する。県道高さ程度までの盛土を行い、建物立地エリアはさらに盛土を行う。
概念図			
災害時の復旧	敷地全体を盛土によるかさ上げをしており、建物や外構設備などほとんど浸水被害を受けず大災害時でも早期に復旧できる。	浸水対策を行った建物以外のフェンス、外灯など外構設備等の復旧が必要となる。	浸水対策を行った建物以外のフェンス、外灯など外構設備等の復旧が必要となるが、建物立地エリアは軽微となることが想定される。

【まとめ】

目標とする浸水深レベルを設定した上で、対策例1～3を参考にして、建設検討委員会(第2期)で効率的な手法を検討していくこととする。

3. 新たなごみ処理施設等整備構想を策定

本組合では、令和5年6月に、新たなごみ処理施設等整備構想（以下、「整備構想」という。）を策定しました。この整備構想は、令和5年度から2年間で策定予定の、新たなごみ処理施設等整備基本計画（以下、「基本計画」という。）の参考とするための資料です。

整備構想の中の「4. 施設整備構想」の項目

○ 施設整備の 必要性	○ 処理対象ごみ	○ 施設整備の規模	○ 計画ごみ質	○ 環境保全対策	○ エネルギー 回収計画	○ 最終処分計画	○ 環境教育・啓発	○ 建設予定地の 敷地条件	○ 施設整備 スケジュール	○ 参考施設整備費
----------------	----------	-----------	---------	----------	-----------------	----------	-----------	------------------	------------------	-----------

3-1. 環境保全対策

新たなごみ処理施設の建設や稼働にあたり、建設地周辺の環境保全対策のあり方は、当該施設を安全に継続して稼働していくための重要な取り組みの1つです。

建設予定地に係る主な法規制と適用の有無（環境保全関係）の表

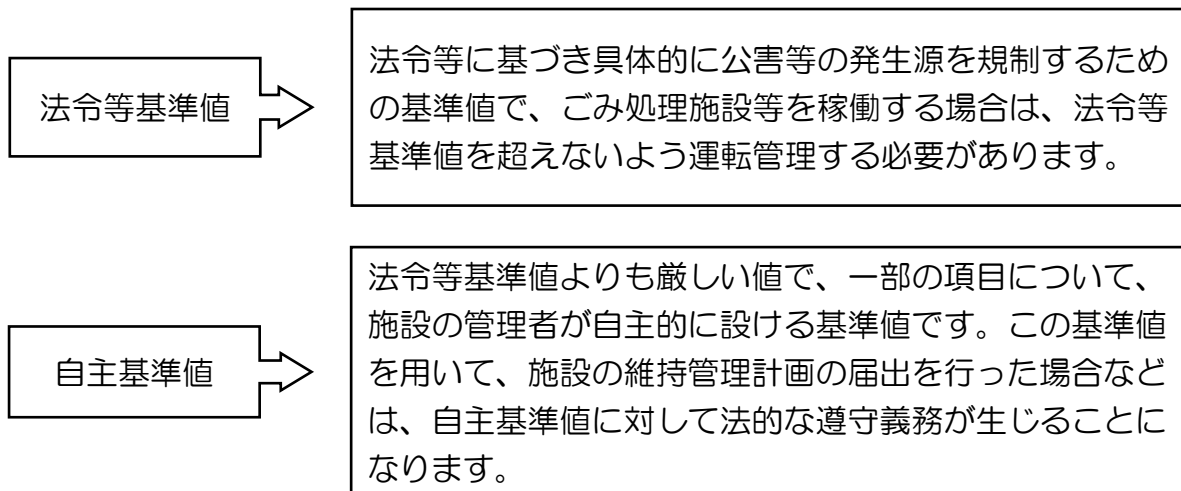
法律名		適用範囲等	適用
環境保全に関する法律	廃棄物処理法	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設(焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上)は本法の対象となる。 また、生活環境影響調査の実施、地域の生活環境への適正な配慮が義務付けられている。	○
	大気汚染防止法	火格子面積が2m ² 以上であるか、焼却能力が1時間当たり200kg以上である焼却炉は、本法のばい煙発生施設に該当する。	○
	水質汚濁防止法	火格子面積が2m ² 以上であるか、焼却能力が1時間当たり200kg以上である焼却施設から排水を河川、湖沼等公共用水域に排出する場合、特定施設に該当する。	○
	騒音規制法	空気圧縮及び送風機(原動機の定格能力が7.5kW以上のもの)が特定施設に該当し、知事(市長)が指定する地域では規制の対象となる。	○
	振動規制法	圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)は、特定施設に該当し、知事(市長)が指定する地域では規制の対象となる。	○
	悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。	○
	下水道法	火格子面積が2m ² 以上であるか、焼却能力が1時間当たり200kg以上である焼却施設から公共下水道に排水する場合、特定施設に該当する。	×
	ダイオキシン類対策特別措置法	工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で焼却能力が時間当たり50kg以上又は火格子面積が0.5m ² 以上の施設で、ダイオキシン類を大気中に排出又はダイオキシン類を含む汚水もしくは廃液を排出する場合、特定施設に該当する。	○
	土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設を廃止したとき、健康被害が生ずるおそれがあるときは本法の適用を受ける。 土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000m ² 以上のものをしようとする者は、環境省令で定める事項を県知事に届け出なければならない。	×

本組合の環境保全対策は、近隣のごみ処理施設の対策例などを参考に、地域住民と情報を共有しながら検討していきます。

また、新たなごみ処理施設等建設検討委員会（第2期※）（以下、「建設検討委員会（第2期）」という。）の協議事項（調査等を行う項目）にも位置付けています。

※（第2期）令和5年7月6日～継続中

①法令等基準値と自主基準値について

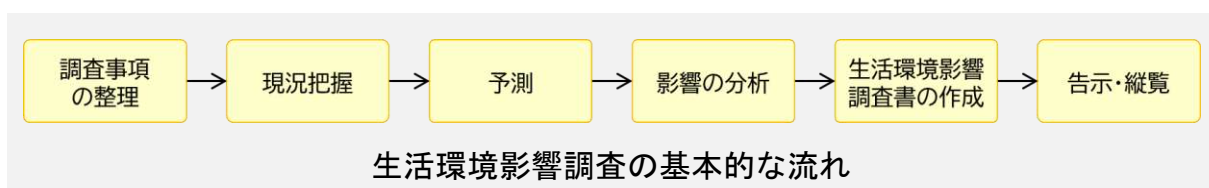
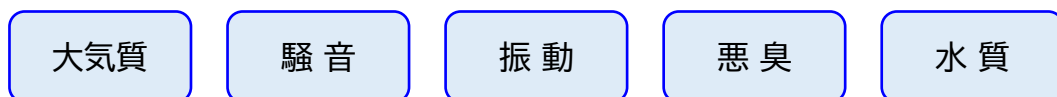


②本組合の環境保全対策に関する基準値設定の考え方

本組合の環境保全対策に関する基準値の設定は、法令等基準値の遵守を前提とします。その上で、一部の項目については、埼玉県内の同規模施設を参考に、技術的に達成可能な、法令等基準値より厳しい自主基準値を採用し、周辺地域の生活環境を保全していきます。

③生活環境影響調査について

ごみ処理施設を建設する際には、廃棄物処理法に基づき、周辺的生活環境に及ぼす影響について、「生活環境影響調査」を行う必要があります。「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」に示されている当センターのような施設（中間処理施設）の調査事項は主に以下のとおりです。



3-2. 施設整備スケジュール（案）

整備構想に示された施設整備スケジュール（案）は、現在稼働している当センターの老朽化の状況を踏まえ、早期整備を念頭においています。また、このスケジュール（案）は、整備構想策定時点の見通しであり、今後、事業の進捗状況等に応じて見直していきます。

施設整備スケジュール（案）

項目	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11～ 13 年度
施設整備基本計画							
生活環境影響調査							
用地買収							
整備運営事業発注手続き (PFI/PPP 方式)							
造成工事・建設工事							

【スケジュール（案）の主な項目の説明】

○施設整備基本計画（以下、「基本計画」という。）…次の項目で説明します。

○生活環境影響調査…前ページで説明しています。

○整備運営事業発注手続き…事業の発注へ向けて必要な手続きや書類を作成するとともに、事業者の選定を行います。また、事業方式については建設検討委員会（第2期）で調査等する予定です。

○造成工事・建設工事…造成工事では、建設予定地に施設を建設するために必要な工事（主に盛土）を行います。なお、令和9年度では発注手続きと造成工事・建設工事の年度が重複していますが、盛土工事などは、施設の建設工事等とは切り離し、発注手続きが一定程度進んだ段階で、実施することが可能ですので、効率性を踏まえ、前倒しのスケジュール（案）としました。

※整備構想は、本組合のホームページでご覧になれます。

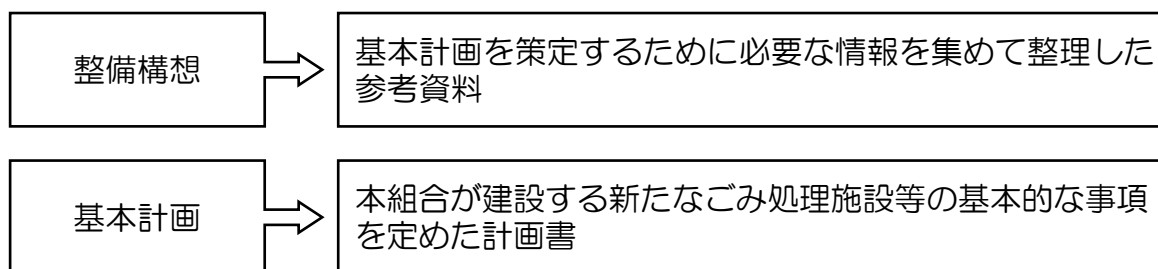
<https://www.tyuubu-kankyo.jp/new-construct/concept.html>



4. 新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に着手

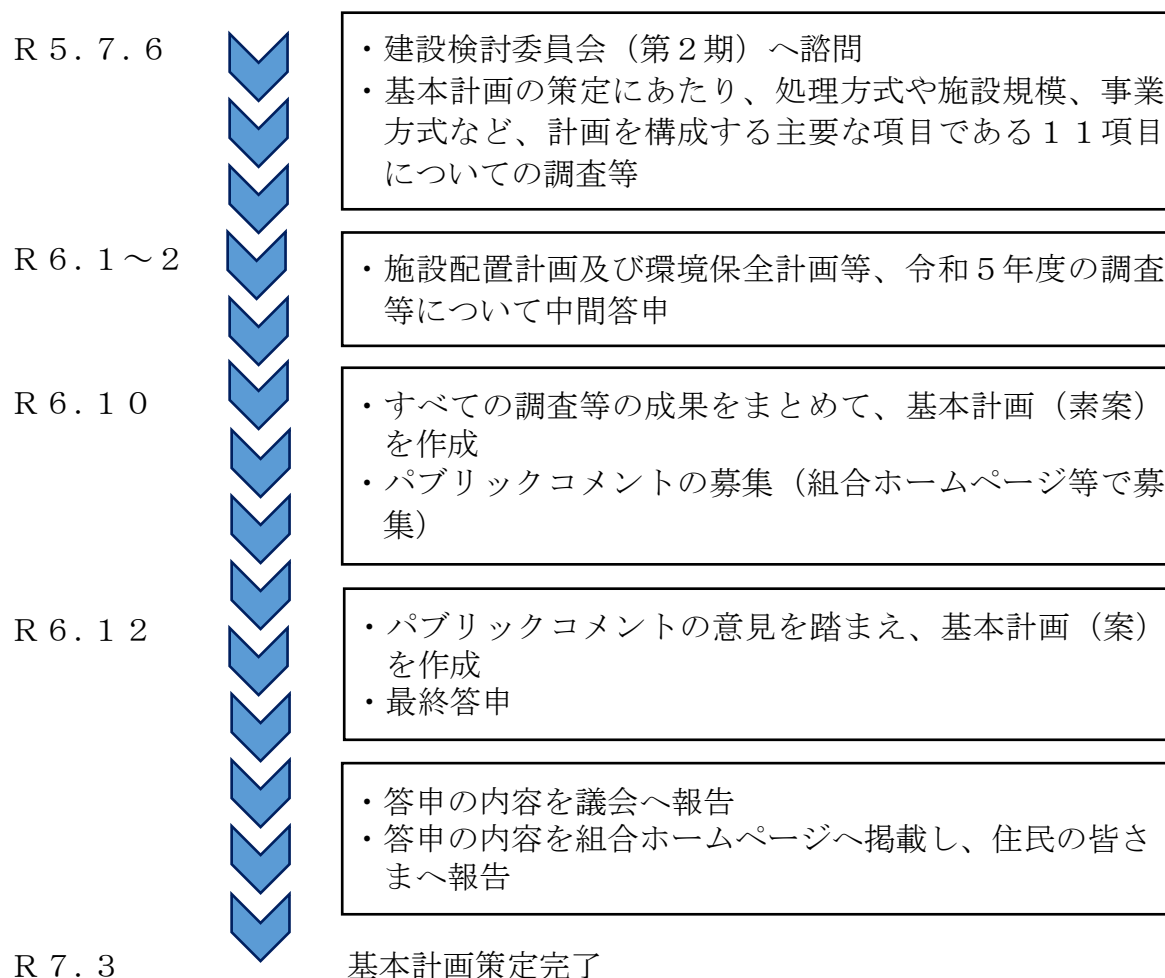
基本計画は、新たなごみ処理施設等の基本的な事項を定めるもので、計画策定後は、事業の大半をこの計画により進めていきます。また、この計画に掲げる主要な項目は、施設の整備にあたっての「基本理念及び基本方針」を始め、11項目となっています（P11参照）。

①整備構想と基本計画



※上記の整備構想と基本計画の位置付けは本組合独自のものです。

②基本計画策定までの工程



基本計画の主要な項目（建設検討委員会（第2期）での主な協議事項）

No	項目	概要
1	基本理念及び基本方針	上位計画等で示された内容等を参考に、基本理念と基本方針を定める。
2	計画ごみ処理量 計画ごみ質	最新の人口推計、ごみ処理実績結果等に基づき計画ごみ処理量、計画ごみ質を設定する。
3	施設規模	前項の計画ごみ処理量、計画ごみ質を踏まえ、災害廃棄物処理割合等を勘案し、計画目標年次における施設規模等を設定する。
4	処理方式	可燃ごみの中間処理施設及びその他の処理施設の処理方式について、比較検討等を行い、処理方式の選定を行う。
5	環境保全基準	建設予定地の周辺環境を保全するため、排ガス、排水、騒音・振動、悪臭等に関する基準について、各種関係法令や他施設の事例等を踏まえ設定する。
6	災害対応	建設予定地の立地条件や地質条件、想定される災害（水害、地震）等を踏まえ、盛土や地盤対策、プラント設備・建築計画での対応等の災害に対する対応策を計画する。
7	エネルギー利用	可燃ごみの中間処理施設から排出されるエネルギーについて、脱炭素化に配慮した効率的なエネルギー利用を計画する。
8	施設配置	可燃ごみの中間処理施設及びその他の処理施設等の配置並びに搬出入道路、場内道路についての動線を計画する。
9	環境学習・啓発	ごみ処理の見学施設及び循環型社会や脱炭素化社会等についての体験学習や啓発等の機能を計画する。
10	事業方式	整備及び運営について、事業方式選定のための調査（PFI等導入可能性調査結果）を踏まえ、事業方式の選定を行う。
11	概算事業費 事業スケジュール	事業方式選定のための調査を踏まえた概算事業費及び交付金、地方債、一般財源等の財源内訳を整理する。また事業者への調査も踏まえた事業スケジュールを作成する。

建設検討委員会（第２期）の協議事項及びスケジュール

回	日時と場所	主な協議事項等
1	令和５年７月６日（木） １４：００～ （埼玉中部環境センター）	・委員長及び副委員長の選任 ・諮問 ・委員会の協議事項及びスケジュール ・基本理念及び基本方針
2	令和５年８月２２日（火） １４：００～ （埼玉中部環境センター）	・計画ごみ処理量・計画ごみ質 ・施設規模（１／２） ・処理方式（１／３） ・環境保全基準
3	令和５年１１月７日（火） １４：００～ （埼玉中部環境センター）	・施設規模（２／２） ・処理方式（２／３） ・災害対応（１／２）
4	令和５年１２月２２日（金） １４：００～ （埼玉中部環境センター）	・処理方式（３／３） ・エネルギー利用（１／２） ・施設配置（１／２）
5	令和６年１月２６日（金） １４：００～ （埼玉中部環境センター）	○中間答申協議（施設配置計画及び環境保全計画等に関する内容について） ・施設配置（２／２） ・事業方式選定のための調査方法
—	令和６年２月	予備日
6	令和６年４月下旬頃	○先進地視察研修（予定）
7	令和６年５月頃	・環境学習・啓発 ・エネルギー利用（２／２） ・災害対応（２／２）
8	令和６年７月頃	・事業方式選定のための調査結果
9	令和６年８月頃	・事業方式 ・概算事業費、事業スケジュール
10	令和６年１０月頃	○答申協議 ・基本計画（素案）
11	令和６年１２月頃	◎答申協議 ・基本計画（案）

- ・委員会での協議状況により、上記スケジュールは変更となる可能性があります。
- ・（１／２）は２回協議するうちの１回目、（１／３）は３回協議するうちの１回目の協議とすることを示しています。
- ・連絡先 比企郡吉見町大字大串２８０８ 埼玉中部環境センター内 建設推進課

TEL:0493-54-0666 FAX:0493-54-0664 E-mail:tyuubukankyou@aiores.ocn.ne.jp

5. まとめ

(1) 埼玉中部環境センターの老朽化が課題

はじめに、現在稼働している当センターの老朽化の状況について、現在の施設は稼働から40年となり、相対的に他の施設より長い稼働年数であること、また、時間の経過に伴い修繕費等が増加していることなどを説明し、当センターに代わる新たなごみ処理施設の建設が喫緊の課題であることをお伝えしました。

(2) 建設予定地を決定

建設検討委員会（第1期）で基本合意書に示された建設予定地が、本組合の施設を建設する場所として適地であるかについて、調査等を行いました。その結果、「現時点で問題となるものではなく、建設可能な場所であると考えます。」となったことを説明しました。そして、建設検討委員会（第1期）からの答申を組合議会へ報告するとともに、ホームページで住民の皆さまにも報告し、建設予定地を決定したことをお伝えしました。

(3) 新たなごみ処理施設等整備構想を策定

整備構想では、施設の建設にあたっての重要事項の1つである環境保全対策について、「本組合の環境保全対策に関する基準値の設定は法令等基準値の遵守を前提とします。その上で、一部の項目については、埼玉県内の同規模施設を参考に、技術的に達成可能な法令等基準値より厳しい自主基準値を採用し、周辺地域の環境を保全していきます。」とお伝えしました。さらに、令和13年度末の事業完了を目標とした事業スケジュール（案）についてもお示ししています。

(4) 新たなごみ処理施設等整備基本計画の策定に着手

令和5年度から策定に着手した基本計画は、新たなごみ処理施設等の主要な事項を定めるものであること。また、建設検討委員会（第2期）の開催日程等を含めた策定の工程を説明し、概ね2年間での策定完了を目指すことをお伝えしました。

結び

埼玉中部環境保全組合は、引き続き、ホームページ、広報紙、説明会、意見箱など様々な方法で住民の皆さまと情報交換を積極的に行い、構成市町全体で情報を共有し、事業を進めていけるよう努めてまいりますので、皆さま方のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

参考資料 事業の経過概要

No	令和 年. 月. 日	主な取り組み等
1	近 年	施設の老朽化が顕在化、修繕費等などの増加が課題
2	3. 9.16	鴻巣市 北本市 吉見町新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書を締結
3	3. 9.16	構成市町の首長から組合管理者宛、埼玉中部環境保全組合を事業主体として新たなごみ処理施設の建設を行う旨の依頼
4	4. 4. 1	埼玉中部環境保全組合で新たなごみ処理施設等整備事業に着手(建設推進課を新設)
5	4. 8.25	第1回埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会(第1期)の開催(建設予定地を決定することについて諮問)
6	4.10. 7	第2回建設検討委員会(第1期)の開催(建設予定地に関する調査等)
7	4.11.16	第3回建設検討委員会(第1期)の開催(建設予定地に関する調査等)
8	5. 1.19	第4回建設検討委員会(第1期)の開催(建設予定地に関する調査等)
9	5. 1.19	第4回建設検討委員会(第1期)の会議終了後に、建設予定地を鴻巣市郷地安養寺地内に決定することが妥当である旨答申
10	5. 2.14	議会定例会後の全員協議会で、当組合議員に対して答申の内容を報告、組合ホームページに掲載、組合の正副管理者会議(構成市町の首長の会議)で建設予定地を決定
11	5. 3.30 ~ 5. 4.28	新たなごみ処理施設等整備構想に関するパブリックコメントを募集(16人から44件の意見等が寄せられる)
12	5. 6.20	新たなごみ処理施設等整備構想策定完了(組合ホームページで公開)
13	5. 7. 6	第1回建設検討委員会(第2期)の開催(基本計画の策定について諮問)
14	5. 8. 1	第1回埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等地元協議会の開催(会長副会長の選任、スケジュール等の確認)
15	5. 8.22	第2回建設検討委員会(第2期)の開催(基本計画策定に関する調査等)
16	5. 9. 1	埼玉中部環境センター、鴻巣市役所、北本市役所、吉見町役場、鴻巣市笠原公民館に意見箱を設置
17	5. 9.16	第2回埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等地元協議会の開催(環境保全対策について等)

埼玉中部環境保全組合での事務